

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 1 月 11 日付けで行った公文書不存在決定について、「特定法人から派生した系列会社に対する監査結果に関する書類」部分の公文書不存在決定は妥当であるが、「刑事事件の隠滅・変造等を通報及び行政処分を行えなかった理由」に係る部分の公文書不存在決定は妥当ではない。

2 審査請求に至る経過

（ 1 ）公文書の開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して「特定法人及びそこから派生した系列会社に対する監査結果に関する書類」及び「刑事事件の隠滅・変造等を通報及び行政処分を行えなかった理由」について、令和 3 年 12 月 14 日付けで開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（ 2 ）実施機関の決定

実施機関は、令和 4 年 1 月 11 日付けで、本件開示請求に対して、条例第 10 条第 1 項の規定により、「特定法人に対する監査結果に関する書類」については公文書開示決定及び公文書部分開示決定を、「特定法人から派生した系列会社に対する監査結果に関する書類及び刑事事件の隠滅・変造等を通報及び行政処分を行えなかった理由」については公文書不存在決定を行った。

（ 3 ）審査請求

審査請求人は、実施機関が行った決定のうち、公文書不存在決定（以下、「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 4 年 1 月 28 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が実施機関の弁明書を受領した後に提出した反論書において述べている主張は、概ね次のとおりである。

少なくとも必ず存在するはずの変造、偽造の処分と通報を行えていない。

処分庁の認可基準の見直しと適切な指導、処分を行えるようにする為、議員及び知事への報告を行えるようになり、行政及び司法が健全に機能し、被害に遭った方々に何も出来ない状況を改善するべきである。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において述べている主張は、概ね次のとおりである。

##### 公文書の不存在について

実施機関は、特定法人が運営する障害福祉サービス事業所に対する監査(以下、「本件監査」という)を行った。しかし、特定法人以外の事業所に対する監査を行っていない。したがって、特定法人から派生した系列会社に対する監査を行っていない。

また、本件監査において調査した結果、特定法人が刑事事件の隠滅・変造等を行っている事実は確認できなかったため、警察への通報は行っていない。

次いで、行政処分は違反行為の重大性、反復・継続性等を整理し、過去や他県の類似事例と比較しながら、処分の要否、程度を判断している。本件監査において事実確認を行った結果、事業所に対する運営改善指導が相当であったため、行政処分は行っていない。

以上のことから、実施機関は行政処分等行っておらず、公文書は不存在である。

##### 理由について

理由には、公文書が存在することが相当である事実が記載されていない。

また、審査請求人は、理由の中で実施機関が偽造、変造の処分と通報を行えていない旨を記載していることから、当該処分及び通報に係る公文書が不存在であることを認容している。

なお、「処分庁の認可基準の見直しと適切な指導、処分を行えるようにする為」、「議員及び知事に報告を行えるようになり、行政および司法が健全に機能し、被害にあった方々に何もできない状態を改善する為」については、監査の内容及び結果に対する不服と思われるが、行政処分に係る公文書の存在を示すものではない。

以上のことから本件開示請求については、実施機関が行政処分等を行っておらず、公文書が存在していないため公文書不存在決定を行ったものであり、本件処分は妥当である。

また、実施機関が特定法人に対して行った運営改善指導及びそれに至る経緯等については、本件開示請求に対する令和4年1月11日付公文書開示決定及び部分開示決定において開示していることを申し添える。

#### 5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえて審査した結果、次のとおり、判断した。

##### (1) 対象公文書について

本件開示請求に対し、本件処分で不存在とされた公文書は、「特定法人から派生した系列会社に対する監査に関する文書」及び「刑事事件の隠滅・変造等を通報及

び行政処分を行えなかった理由」である。

本件公文書の特定に必要な範囲で実施機関と特定法人との法的関係性を補足すると、実施機関においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定に基づき、サービス事業所の指定を行うこととされている。また、障害者総合支援法第 48 条の規定により、実施機関は、指定障害者サービス事業者等に対して、基準違反等が疑われる通報や苦情等があった場合には、定例的に行われる実地指導とは別に、証拠書類の提出の求めや関係者への質問等（以下、単に「監査」という。）を行うことができるとされている。

よって、本件開示請求において対象となった公文書は、実施機関が実際に行った特定法人に対する監査に関する文書となる。

なお、2（2）に記載のとおり、審査請求人が求める特定法人に対する監査結果に関する文書については、既に開示決定及び部分開示決定が行われており、また、当該開示決定及び部分開示決定に対する審査請求は行われていないことから、当該開示決定等に係る公文書については、審査請求の審理の対象外となる。

#### （2）審査会における判断について

実施機関では、本件公文書不存在決定を行った理由として、「系列会社への監査を行っていないため」と、「刑事事件の通報及び行政処分を行っていないため」と説明していることから、審査会においても、「系列会社への監査に関する書類」に係る部分と「刑事事件の通報及び行政処分を行えなかった理由」に係る部分とに分けて、公文書の不存在の事実及びその理由の合理性の検討を行うこととした。

#### （3）系列会社への監査に関する書類について

実施機関が障害福祉サービス事業者の指定をするに当たって、事業者の運営法人の系列会社の情報は把握していないものの、監査を行う中で必要と認められれば系列会社に対して監査を行うこともあり得る。しかしながら、本件監査においては、その必要性が認められなかったため、特定法人以外の法人に対する監査は行われていない。

よって、特定法人から派生した系列会社への監査を行った事実はなく、本件開示請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明を不合理だということはいできない。

#### （4）刑事事件の通報及び行政処分を行えなかった理由について

本件監査については、特定法人が運営する特定の指定サービス事業所に対して指定基準違反が疑われる苦情等があったことから、監査に至った経緯が認められ、また、本件監査の結果については、その結果を特定法人に通知するために行った起案（以下、「起案文書」という。）があり、それについては既に部分開示決定が

行われている。

審査会において起案文書を確認すると、特定法人が運営する指定サービス事業所に対する通報については、本件監査の結果、事実確認が出来なかった旨が記載されており、当該記載は、「事実確認が出来なかったことをもって、警察への通報を行わなかった」と判断したと読み取れる。これと同様に、「行政処分を行えなかった理由」についても、起案文書の中で、本件監査での事実確認等を根拠に「行政処分とはしない」との記載も確認できる。

また、そもそも、起案文書自体が、本件監査を踏まえ、事実確認の有無や違反行為の重大性、反復・継続性等を整理した上で、「行政指導が相当である」という判断を行ったものであり、請求人が求める「刑事事件の隠滅・変造等を通報及び行政処分を行えなかった理由」が実質的に記載された公文書であると考えられる。

したがって、実施機関が行った「刑事事件の隠滅・変造等を通報及び行政処分を行えなかった理由」については、既に公文書部分開示決定を行っている起案文書を対象公文書として特定すべきであり、その限りにおいて公文書不存在決定は妥当ではない。

以上のことから、前記「審査会の結論」のとおり判断した。

## 6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和4年3月9日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和4年5月25日 (令和4年度第1回審査会)	・ 審 議
令和4年6月15日 (令和4年度第2回審査会)	・ 審 議
令和4年7月11日	・ 答 申

(参考)

調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者 令和4年度第1回 審査会のみ参加
實原 隆志	福岡大学法学部 教授	

原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
古川 千津子	税理士	
松尾 弘志	弁護士	会長